

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（環境局）出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）財政援助団体監査（特定非営利活動法人 くぬぎ（ひまわりファクトリー））指定管理者監査（特定非営利活動法人 こども環境活動支援協会）及び随時監査（総務局税務部納税課）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成25年6月24日

西宮市監査委員 亀井 健
同 鈴木 雅一
同 上田 さち子
同 町田 博喜

付記

措置を講じた部局又は団体 監査結果報告日 監査結果公表日 措置通知受理日

環境局 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年5月28日

公益財団法人

西宮スポーツセンター 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年4月16日

特定非営利活動法人くぬぎ

（ひまわりファクトリー）平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

特定非営利活動法人

こども環境活動支援協会 平成24年11月26日 平成24年11月27日 平成25年3月29日

総務局税務部納税課 平成24年12月5日 平成24年12月6日 平成25年3月28日

措置の内容 別紙のとおり



西環学発第75号
平成25年3月29日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 西田 いさお 様
同 花岡 ゆたか 様

西宮市長 河野 昌弘



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知
します。

- | | | |
|---|----------|---------------------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 環境局 |
| 2 | 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告
(特定非営利活動法人こども環境活動支援協会) |
| 3 | 監査結果提出日 | 平成24年11月26日報告監第16号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

指定管理者監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項
(平成24年11月26日付報告監第16号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-7 頁

3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

使用料の収入状況について、使用許可申請書、納付書、領収書、申請受付簿兼収入報告書等の関係書類を抽出調査したところ、おおむね適正に処理されていました。

なお、甲山自然の家使用許可申請書で受付番号の欠番や、甲山キャンプ場使用料収入報告書で重複記入が見られました。

今後、適正な処理に努めてください。

(講じた措置)

このことについては、次のとおり対応し、改善を図りました。

(1) 使用許可申請書の受付番号の欠番について

当該欠番については、受付後のキャンセルに起因するものです。今後は、キャンセルにより使われなくなった受付番号についても、受付台帳上で記録を残すことで、受付番号の欠番が生じないように管理いたします。

(2) 使用料収入報告書の重複記入について

今後重複記入が生じないように、細心の注意を払います。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-8 頁

3 施設の利用状況及び使用料収入の状況

申請受付簿兼収入報告書には、現金で収納した申請分しか記入されておらず、納付書で納付した分や公用などの減免分は記入されていません。日付順、受付番号順に申請全体が確認できる申請受付簿の整備を検討してください。

(講じた措置)

申請受付簿兼収入報告書への記入について、現金で収納した申請分以外についても記入をすることで改善を図りました。

また、平成25年度受付分からは日付順、受付番号順に申請全体が確認できる申請受付簿を使用し、改善を図る予定です。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-10 頁

6 所管部局での業務実施状況

(1) 指定管理者との協定等

平成 23 年度の指定管理料は、年度協定書第 2 条第 1 項でその額が定められ、同条第 2 項で支払時期と支払金額が定められています。

(中略)

なお、第 4 四半期の支払日が 24 年 2 月 8 日となっていますが、年度協定書では支払時期は 1 月と定められています。

今後、適正な処理に努めてください。

(講じた措置)

支払日について、遅延がないよう適切な処理を努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-10 頁

6 所管部局での業務実施状況

(2) 業務実施状況の確認等

事業報告書は、指定手続条例第 8 条及び基本協定書第 10 条で、年度終了後 30 日以内に提出することとされており、24 年 4 月 27 日付で提出、同日付で文書受付が行われていますが、内容について、どのように評価が行われたのか、決裁の中に記述されていないため確認できません。

今後、事業報告書等の内容精査・確認を的確に行い、次年度以降の適正な管理料の算定の資料とできるよう努めてください。

(講じた措置)

事業内容報告書に対する所管課としての評価について、今後は文書等で記録を残すことで改善を図ります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-11 頁

7 むすび

今後とも、協会は、施設の管理にとどまらず、周辺自然環境の保全や環境学習活動、青少年育成活動などによりセンター設置の目的を達成できるよう、事業の実施にあたりともに、効果的な PR を行い、利用率向上に努めてください。

また、市は、業務が適正に執行されているかの確に把握し、事業報告書の内容を精査、検証することにより、民間の能力を活用し、住民サービスの向上とともに経費の節減等を図るとい指定管理者制度の趣旨の達成を目指すとともに、協会と協議、連携して、より効果的、効率的な運用ができるよう努めてください。

(講じた措置)

今後とも市・協会による協議を通じて、より効果的・効率的な施設の運用に努めてまいります。